

草加市監查委員告示第5号

監査の結果に関する報告について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市 監査基準(令和2年監査告示第4号)第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月26日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 関 一 幸

令和5年度財政援助団体等監查 結果報告

草加市監査基準(令和2年監査告示第4号)に準拠した財政援助団体等監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査対象団体等

社会福祉法人草加市社会福祉事業団

所管:健康福祉部 福祉政策課、長寿支援課、障がい福祉課

3 監査対象事務

令和4年度から令和5年度においての事業全般に係る出納その他の事務

4 監査期間

令和5年4月18日(火)から12月22日(金)まで(講評を含む。)

5 監査の実施手続

草加市監査事務処理要領第5条、第6条及び第7条の規定に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施し、必要と認める場合は、その他の監査手続により実施しました。

6 監査の着眼点

財政援助団体等監査の着眼点のとおり

7 監査結果

(1) はじめに

社会福祉法人草加市社会福祉事業団は、本市が設置する社会福祉施設の運営の効率化を図り、地域における社会福祉の増進に寄与すべく昭和63年12月に設立されました。以来、高齢者・障がい者施設の管理・運営をはじめ様々な福祉サービスの提供を通し、本市における社会福祉事業の重要な担い手として、長年にわたり地域における中核的な役割を果たしています。

また、平成29年6月には草加市初となる重症心身障がい者向けの生活介護 事業所を整備し「生活介護事業所そよかぜの森」を開所、令和5年度からは 「障害福祉サービス事業所つばさの森」及び「在宅福祉センターきくの里」に おいて一部事業を廃止し、利用者のニーズに沿った新しい事業を展開していま す。法人全体では高年者・障害者施設7施設、相談支援施設2施設における事 業を運営し、指定管理事業をはじめ各種受託事業、自主経営事業を通じて、当 市における地域福祉の発展に貢献しています。

今回の財政援助団体等監査は、令和5年度草加市監査計画に基づき、草加市 社会福祉事業団の事業が出資や補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行さ れ、その目的を達成しているか、関係法令の定めるところにより適切に施設が 管理され、会計経理は適正に執行されているか、協定等に基づく義務の履行が 適切に行われているか、また、所管による指導監督が適切に行われているかに ついても留意の上、監査を実施しました。

(2) 監査結果

令和4年度から令和5年度においての事業全般に係る出納その他の事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、一部に適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

ア 支払手続について【対象:草加市社会福祉事業団】

支払手続において、支払時期の遅れがあるもの、年度をまたぐ支払について未払金等の計上が漏れているものが見受けられましたので、支払管理体制の見直しを行う等、支払漏れや遅延防止の徹底に努めてください。

イ 国庫補助金等特別積立金にかかる計上について【対象:草加市社会福祉事業団】

国庫補助金等特別積立金について、残高及び取崩額が誤って計上されていますので、検証の上必要な処理を行ってください。また、決算報告書作成における組織内におけるチェック体制の見直しを図り、正確な書類の作成に努めてください。

ウ 会計区分別管理口座における資金の取扱いについて【対象:草加市社会福祉事業団】

会計区分ごとに管理する預金口座について、区分間で資金の立替を行って おり、事業別の預金口座と貸借対照表の現金預金における残高が不一致となっています。社会福祉法人会計基準や関係通知等に従い、年度内精算や区分 間取引にかかる処理を含め、必要な手続について検討を行ってください。

8 意見

草加市社会福祉事業団は、長年に渡り蓄積してきた知識・経験を活かし、当市における地域福祉の発展において重要な役割を果たしてきました。

我が国における社会福祉制度は、これまでも幾度の変遷を経て発展してきましたが、近年の福祉ニーズの複雑化や地域社会の変化、少子高齢化による介護人材不足への対応等、今後も福祉を取り巻く環境は一層厳しくなるものと考えられます。

その中でも、令和5年度からは「障害福祉サービス事業所つばさの森」においては就労移行支援事業から生活介護事業へ、「在宅福祉センターきくの里」においては高年者デイサービス事業から介護予防の取組の推進及び認知症総合支援に関する事業への転換を実施しており、草加市とともに市民のニーズの把握や今後の動向を見据えながら、良質な福祉サービスの提供に貢献しています。

前回の監査では、郵券や備品の管理、契約や会計処理に関する書類や日付の不備等が改善事項として挙がっていましたが、今回の監査においては、レイアウト図や写真を使った備品管理や、契約手続に関する決裁文書において一連の決裁の流れの記載や予算額に応じた専決根拠の規定の添付を行う等、事務ミスの防止に努められている姿勢が感じられ、組織として事務手続の向上に取り組まれたことが確認できました。

人口減少に伴う労働力不足の課題がある一方で、ニーズの多様化、高齢化の進展により介護需要は増大していく中、社会福祉法人については、その性質上特に運営の透明性が求められていることから、会計手続や決算報告書の作成をはじめ細密な事務処理が要請されているところです。今回の監査では、支払管理や会計処理について改善や見直しを要する点が見受けられましたので、限られた人員の中でも漏れやミスが発生しないよう、効率的かつ正確に手続が進められる体制の整備を検討してください。

今後も、強みである「人財」という主要資源を最大限に活用し、他団体とのネットワークを広げること等によって本市の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、地域福祉の中核的存在として、先駆的な取組の推進に寄与されることを強く望みます。